

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景・趣旨
- 近年、生活課題が複雑化・複合化し、単一分野の制度や支援のみでは解決が困難な事例が増加する一方、人口減少やライフスタイル・価値観の変化などに伴い、様々な分野での担い手不足や地域における支え合い機能の低下などが生じてきている
 - こうした社会環境の変化などを踏まえつつ、多様な主体がそれぞれの役割を認識しながら参画し、様々な地域福祉の課題に対応していくことで、人と人がつながり、支え合う「地域共生社会」の実現を図るため、本計画を策定するもの
- 2 計画の位置づけ
- 高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉など、福祉分野の各計画の上位計画で、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画として策定
 - 成年後見制度利用促進基本計画、地方再犯防止推進計画と一体的に策定
- 3 計画期間
- 令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とし、必要に応じて見直し

第2章 帯広市の地域福祉の現状と課題

- 1 帯広市の現状
- 人口が減少する一方、65歳以上の高齢者数や障害(児)者数、要介護認定者数など、福祉制度を必要とする人は増加傾向
 - 町内会数や町内会加入率、民生委員・児童委員数は減少傾向。ボランティア登録者数はコロナ禍の影響で一時的に減少したものの、近年は増加傾向
 - コロナ禍の影響もあって、高齢者や障害者の相談は年度で増減が大きい一方、子育てや成年後見、生活支援課の相談は増加傾向

2 第三期帯広市地域福祉計画の取り組み状況と課題

- 基本目標1 共に支え合う地域づくり
- 広報紙を通じた地域福祉に関する意識の醸成やボランティア養成講座などを通じた担い手育成を進めてきたが、意識の醸成に向けた効果的な周知方法の検討や活動しやすい環境づくりなどにより、人材の育成・確保を進めていく必要がある
 - 地域の支え合い機能の充実などを進めており、今後も地域住民の交流機会の充実を図るなど、様々な人が地域福祉活動に参加しやすい環境づくりが必要
- 基本目標2 安心して生活できる地域づくり
- 各種相談支援やサービスの提供については、概ね順調に実施できており、今後も相談先のさらなる認知度向上や各種サービスの充実を進めていく必要がある
 - 地域ケア会議などを通じて、個々の生活課題等への支援を行っているほか、ひきこもり相談窓口を開設するなど、包括的な支援体制づくりは少しずつ進んできており、今後もさらなる支援体制の充実に取り組んでいく必要がある
- 基本目標3 生き活きと健康で暮らせる地域づくり
- 住民主体の介護予防や健康づくりを推進しており、要介護度1までの高齢者の割合は高い水準を維持している一方、自分のことを健康と思っている市民の割合は増加傾向にあるものの、目標には届いていないことから、市民一人ひとりの健康づくりの取り組みを一層促進していく必要がある

- 3 今後に向けた総括的課題について
- 社会的孤立に陥りやすい世帯が増加している中、地域において気づき合い、支え合う環境づくりが求められているほか、コロナ禍の制限により、地域福祉活動の担い手の高齢化や減少が進んでおり、人材の育成確保が必要
 - 複雑・複合的な課題を抱える人への包括的な支援体制の構築や、身寄りがなく必要な支援が受けられない人への対応が必要
 - 多様性が認められ、尊重される包摂的な社会づくりや、地域ぐるみで主体的な健康づくりを支える環境づくりが必要

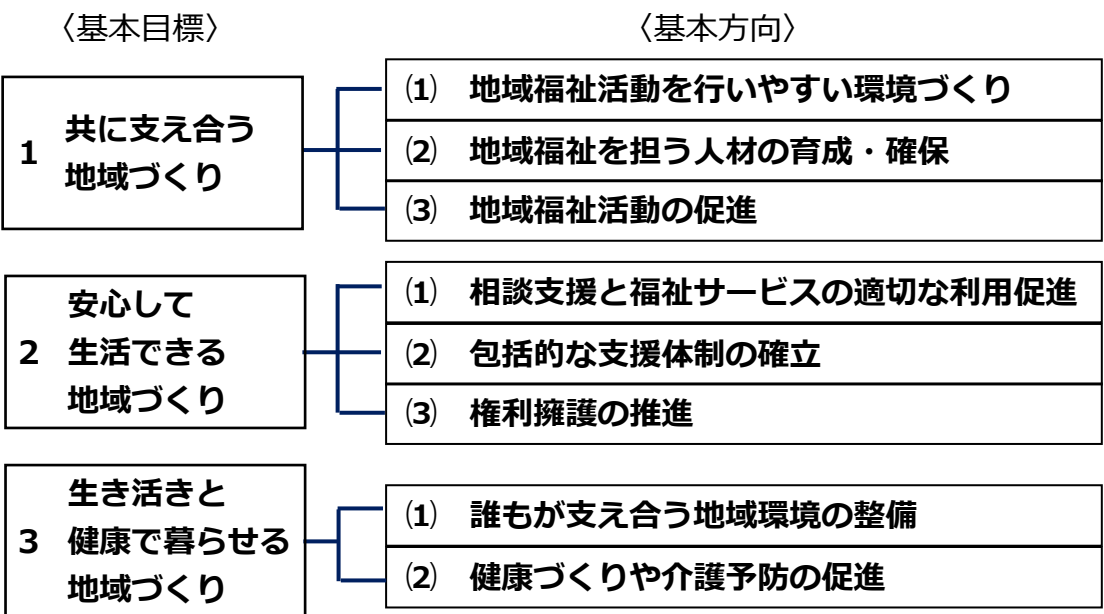
第3章 計画の理念・目標と体系

- 1 計画の基本理念
- 地域共生社会の考え方を踏まえ、市民一人ひとりがお互いに支え合い、健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指すため、次の基本理念に基づき、地域福祉を推進する
- すべての市民が共に支え合い、安心して、生き活きと暮らせるまち おびひろ

2 計画の基本目標

- 基本目標1 共に支え合う地域づくり
- すべての市民が、地域福祉を我が事として捉え、地域の生活課題の解決や福祉活動に主体的に関わり、共に支え合う地域とするため、地域活動を行いやすい環境づくりや地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の促進に取り組む
- 基本目標2 安心して生活できる地域づくり
- 支援を必要とする人が、適切かつ切れ目なくサービスの提供を受けることができ、安心して生活できる地域とするため、福祉等に関する相談体制の充実や、様々な部署や関係機関が連携し包括的な支援体制づくりを進めるほか、権利擁護の推進に取り組む
- 基本目標3 生き活きと健康で暮らせる地域づくり
- 市民一人ひとりが、住み慣れた地域で生き活きと健康で暮らすことのできる地域とするため、誰もが多様性を認め合い、支え合う意識の醸成を図るほか、市民の主体的な健康づくりや介護予防の推進などに取り組む

3 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標 1 共に支え合う地域づくり ※新規・拡充の取り組みには下線を付記

基本方向	主な施策	主な取り組み
(1) 地域活動を行いやすい環境づくり	① 地域活動団体への支援	・地域活動団体の支援、活動の周知、連携促進 ・町内会や老人クラブなど、 <u>地域コミュニティのあり方検討</u> ・ <u>地域福祉活動を行う団体の活動を支援する仕組みの検討</u> ・ <u>協議体の設置と設置後の活動の促進</u>
	② 既存施設等を活用した地域福祉活動の促進	・コミュニティセンターや福祉センターなどの既存施設を活用した地域福祉団体の活動促進 ・気軽に参加できる場の提供を通じた地域住民の交流促進
(2) 地域福祉を担う人材の育成・確保	① 地域福祉に関する意識の醸成	・社協だよりなどを活用した地域福祉活動への意識の醸成 ・研修などを通じた支え合い意識の醸成
	② 地域の人材の育成・確保	・各種講座などを通じた支え合い活動の担い手育成 ・民生委員・児童委員など地域福祉を担う人材の育成・確保
(3) 地域福祉活動の促進	① 地域における支え合い機能の充実	・住民同士で地域課題を考え、解決策を協議する環境づくり ・ <u>きづきネットワークの協力機関等の拡充</u> ・ <u>地域で活動している子育てや高齢者等の各団体等の活動の見える化と交流の促進</u> ・ボランティア活動の活性化
	② 主体的参加の促進	・ボランティアセンターや町内会への加入促進 ・地域で福祉活動を行う団体等の活動内容の周知・見える化

基本目標 2 安心して生活できる地域づくり

基本方向	主な施策	主な取り組み
(1) 相談支援と福祉サービスの適切な利用促進	① 地域における相談体制の充実	・地域の各種相談先の周知と相談体制の充実 ・ <u>地域の各種相談先が包括的に相談を受け止め、必要な支援につなげる体制づくり</u>
	② 総合的な相談体制の確保	・市の福祉関係部署が相談をしっかりと受け止め、必要な支援に丁寧につなげる体制づくり
	③ 福祉サービスの提供体制の充実	・高齢や障害、子育てなど、各福祉サービスの周知やサービス提供体制の充実
(2) 包括的な支援体制の確立	① 包括的な支援体制づくりと切れ目のない包括的な支援の提供	・ <u>支援方法の決定や支援に時間がかかる複雑、複合的な課題を抱えた人に寄り添った支援方法や関係者の役割分担などを調整・決定するコーディネート機能の整備の検討</u> ・ <u>ひきこもり支援ステーション「ゆっくりん」と連携したひきこもりの人やその家族への寄り添った相談支援と居場所づくり</u> ・ <u>居住支援法人や関係機関等と連携した住居確保用配慮者への住居確保支援と入居後の必要に応じた支援の継続</u>
	② 生活困窮者自立に向けた支援の推進	・ふらっとによる生活困窮者の自立促進 ・生活困窮者の就労・家計改善・学習などの支援
	③ 再犯防止に向けた取り組みの推進	第7章 再犯防止推進計画に詳細記載

基本方向	主な施策	主な取り組み
(3) 権利擁護の推進	① 成年後見制度の利用促進	第6章 成年後見制度利用促進基本計画に詳細記載
	② 身寄りのない方への対応	・関係機関や専門職等との連携による身寄りのない方等、制度の狭間で必要な支援を受けられない方への対応の検討
	③ 虐待等防止に向けた対応	・各種会議等を通じた虐待の相談先の周知や支援

基本目標 3 生き生きと健康で暮らせる地域づくり

基本方向	主な施策	主な取り組み
(1) 誰もが支え合う地域環境の整備	① 多様性を尊重し合える包摂的な地域づくり	・一人ひとりの個性を認め合い、 <u>包摂（受け入れ包み込むこと、差別や排除をしないことが）</u> できる地域社会の実現に向けた啓発 ・バリアフリー化などへの支援
	② 地域の防災・防犯活動の促進	・市民一人ひとりの防災意識の啓発 ・福祉専門職等と連携した個別避難計画の作成 ・防犯意識の啓発や地域での見守りなどの防犯活動の促進
(2) 災害や犯罪に備えた安全安心な地域づくり	① 地域における健康づくりの支援	・各種検診や健康相談の実施 ・市民の主体的な健康づくりへの支援
	② 介護予防の推進	・市民が主体的に介護予防に取り組む環境づくり
	③ 介護と医療の連携促進	・多職種連携による在宅医療と介護の提供体制の構築
	④ 生きるを支える取り組みの推進	・地域におけるネットワーク強化などを通じた生きるを支える取り組みの推進

第5章 計画の推進

- 1 計画策定の背景・趣旨
- ・ 計画の推進のための協議を行うなど、関係部署・関係機関と協働で計画を推進する
- 2 計画の進捗管理
- ・ 施策の進捗状況について、毎年度点検・評価を行い帯広市健康生活支援審議会に報告し、審議会の意見を施策の実施に反映する

3 指標の設定							
	指標名	基準値	目標値		指標名	基準値	目標値
基本目標 1	地域福祉ボランティア登録者数	4,903人	5,205人	基本目標 3	多様性の理解につながる講座の開催回数	127回	増加
	地域社会活動に参加した市民の割合	35.2%	38.8%		要介護度が「要介護1」までの高齢者の割合	91.2%	90.5%
基本目標 2	個別課題の検討会議の開催回数	144回	維持		健康と思っている市民の割合	82.3%	上昇
	コーディネート機能の整備	未整備	整備				

第6章 成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進基本計画)

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景・趣旨

- 国において、成年後見制度の利用の促進に関する法律を制定し、制度の利用促進に関する施策を総合的に進めている中、市や関係機関、関係団体等が連携しながら、成年後見制度の利用促進に関する取り組みを総合的かつ計画的に進め、一人ひとりの意思や権利が尊重され、安心して生活できる地域の実現を目指し、本計画を策定する

2 帯広市の現状と課題

- 高齢者や知的・精神障害者は増加しており、成年後見制度を必要とする人は、今後も増加していくことが見込まれる
- 成年後見支援センターへの相談件数は大幅に増加しており、成年後見の市長申立件数及び成年後見制度利用支援事業の利用件数も増加している
- 成年後見制度や成年後見支援センターの認知度は十分ではなく、周知が課題
- 制度利用者が増加している中、専門職等の中でも、受任できる余裕がなくなってきており、市民後見人など、後見受任の担い手の育成・確保が必要

3 基本方向と施策の展開

(1) 基本方向

地域福祉計画の基本理念である「すべての市民が共に支え合い、安心して、生き生きと暮らせるまち おびひろ」の実現のため、次のとおり3つの基本方向を定める

基本方向1 誰もが安心して成年後見制度を利用できる体制づくり

基本方向2 地域連携ネットワークの運営を通じた権利擁護支援体制の充実

基本方向3 権利擁護に携わる人材の育成・確保と活動しやすい環境づくり

(2) 施策の体系・展開

基本方向	施策	主な取り組み
誰もが安心して成年後見制度を利用できる体制づくり	①制度周知と相談支援の実施	・ホームページや講座を通じた制度の普及啓発と利用促進 ・制度の相談支援や申立支援
	②市長申立と利用支援事業の実施	・市長申立の実施 ・申立費用や後見人の報酬費用の助成
地域連携ネットワークの運営を通じた権利擁護支援体制の充実	①中核機関の運営	・成年後見支援センターによる相談対応や申立支援、関係機関等との連携・調整 ・事例検討会議の開催
	②地域連携ネットワークの機能の充実	・協議会を通じた支援を必要とする人の発見や関係機関同士の情報共有 ・ <u>地域連携ネットワークの構成員の充実</u>
権利擁護に携わる人材の育成・確保と活動しやすい環境づくり	①市民後見人等の育成・確保	・講習や研修などを通じた市民後見人や法人後見支援員の育成・確保 ・市民後見人の個人受任へのサポートなどを通じた市民後見人の個人受任の拡大
	②後見人等の活動支援	・相談支援などを通じた後見人や市民後見人の活動支援

第7章 再犯防止に向けた取り組みの推進(再犯防止推進計画)

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景・趣旨

- 国において、再犯の防止等の推進に関する法律を制定し、地方公共団体が再犯防止等に関する施策を実施する責務を有することとされている中、関係団体等との連携のもと、犯罪等をした人の立ち直りを社会全体で応援し、再犯防止の取り組みを総合的・計画的に進めていくことで、犯罪のない明るい地域社会づくりの実現を目指し、本計画を策定する

2 帯広市の現状と課題

- 全国的に、再犯率は概ね5割程度と高い水準で推移しており、帯広警察署管内の再犯率も、概ね全国と同水準となっている
- 様々な生きづらさから社会的に孤立してしまうことが再犯につながることから、犯罪や非行を行ってしまった人たちが孤立しないよう、国や市、関係団体等が連携しながら、息の長い支援を行っていく必要がある

3 基本方向と施策の展開

(1) 基本方向

地域福祉計画の基本理念である「すべての市民が共に支え合い、安心して、生き生きと暮らせるまち おびひろ」の実現のため、次のとおり3つの基本方向を定める

基本方向1 安定した生活の確保支援

基本方向2 保健医療・福祉サービスの利用促進

基本方向3 関係団体等との連携と広報・啓発活動の充実

(2) 施策の体系・展開

基本方向	施策	主な取り組み
安定した生活の確保支援	①就労の支援	・個別支援計画の策定などを通じた就労に向けた計画的サポート ・ <u>就労を支援する団体等の活動周知などを通じた活動促進</u>
	②住居の確保支援	・居住支援法人などとの連携による住居確保支援 ・市のホームページによる住居確保に必要な情報の発信
保健医療・福祉サービスの利用促進	①相談支援体制の充実	・相談先が分からず困ることがないように、 <u>各種福祉支援制度や相談先を周知</u> ・関係者等が集まり、支援方法などについて協議できる体制の検討
	②各種サービスの提供体制の充実	・地域生活定着支援センターなどの関係機関等との連携による必要な支援やサービスへの円滑なつながり
関係団体等との連携と広報・啓発活動の充実	①関係団体等との連携と活動促進	・ <u>刑期を終えた人たちの立ち直りを支援する団体等の活動内容の周知</u> ・様々な機会や媒体を活用した保護司活動の周知などによる保護司担い手解消支援
	②更生保護に関する広報・啓発活動の充実	・社会を明るくする運動を通じた更生保護への地域理解の促進